

仕様書

技術戦略研究センター

1. 件名

NEDO における標準の戦略的活用に資する事例等調査

2. 目的

近年、製造業におけるデジタル化やオープン・アーキテクチャの進展により、安価で品質の良い物を製造することは従来よりも容易となり、高品質・低価格といった特徴のみでは国際市場での競争優位を必ずしも保証しないため、自社製品を有利とする市場環境整備に向けた標準活用の重要性が高まっている。また、市場に存在しなかった新規技術の社会実装にあたっては、安全性確保や品質保証により社会の受容性を高めるための標準の整備が必須であるが、自社製品を競争優位に導くには、技術開発の段階から標準の整備に取り組むことが望ましい。このような状況下、日本国政府としては、知的財産推進計画2022において「官民一丸となった重点的な標準活用推進」を施策に掲げる等、標準に関する取り組みを強化しており、また、イノベーション・アクセラレーターとして技術開発を推進し、成果の社会実装を促進することで社会課題の解決を使命とする NEDO は、標準の戦略的活用の更なる推進が求められている。

このため、NEDO プロジェクトにおいて、標準の戦略的活用の検討を適切に行い、高度な標準化活動のマネジメントを実施するための方策の提供を目的とし、次の3. 調査内容に掲げる事項について調査を行う。

3. 調査内容

NEDO プロジェクトにおける標準化事例の調査、国内外の文献調査、標準専門家へのヒアリング調査を行い NEDO において実践すべき事項を取り纏める。各調査の内容は次のとおり。

(実施項目)

- ①標準化が行われた NEDO プロジェクトのうち、研究開発成果の社会実装を進めるに当たって効果的な標準化を行ったものを5件程度特定し、特定した NEDO プロジェクトについて、プロジェクト関連書類の精査、プロジェクト関係者へのヒアリング調査等により、標準化活動の経緯・内容を解明・整理する。特定にあたっては、NEDO で過去に実施した標準化の事例調査（※）との重複に留意する。解明・整理にあたっては、プロジェクトの企画段階における標準についての検討のキーパーソンとその活動内容、標準について検討した内容の調査を重点的に行う。調査結果を考察して、NEDO プロジェクトにおける標準の戦略的活用の検討や標準化活動のマ

ネジメントにおいて実践すべき事項を抽出する。

なお、必要に応じて、その分析に当たり効果的な標準化が行われなかったと思われるプロジェクトについて同様な調査を行い、比較検証を行う。

(※)平成18年度「NEDO 技術開発機構における研究開発と標準化に関する基礎調査」、平成19年度「NEDO 技術開発機構における研究開発と標準化マネジメントに関する調査事業」、平成28年度「NEDO における研究開発と標準化マネジメントに関する調査」。これらの成果報告書については、成果報告書データベース (https://www.nedo.go.jp/library/database_index.html) を参照のこと。

②国内外（特に、標準化活動が活発な欧州）の文献（標準化活動の指針、論文等）の中で、特に研究開発プロジェクトの企画段階における標準化活動に関するものを選定、精読し、NEDO プロジェクトにおける標準の戦略的活用の検討や標準化活動のマネジメントにおいて実践すべき事項を抽出する。

③標準の戦略的活用の検討や標準化活動のマネジメントにおいて実践すべき事項等について標準専門家へのヒアリングを行う（ヒアリングは10者以上を目処とし、国内の専門家を主とするが国内に限る必要はない）。プロジェクトの企画段階における標準化活動のあり方について聴取し、上記①及び②の調査を補足することを主な目的とする。

④上記①から③までの調査結果を総合し、NEDO において実践すべき事項を整理すると共に、当該整理した事項の説明資料（PowerPoint 形式）を成果報告書とは別に作成する。当該整理及び作成にあたっては、受託者は NEDO と十分協議する。

なお、受託者は、調査の実施状況について、毎月 NEDO に報告し、調査の方向性について確認を行うと共に、本仕様書に定めなき事項や追加すべき事項が発生した際には、NEDO と協議の上、その対応を決定するものとする。

上記①における NEDO プロジェクトの特定及び上記③におけるヒアリング先の選定は、NEDO と受託者とが共同で候補を抽出すると共に、NEDO が決定する。上記②における文献の選定は、受託者が候補を抽出すると共に、NEDO と協議の上、決定する。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から令和6年3月31日まで

5. 報告書

提出期限：令和6年3月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。